

熊本県公報

号外 第 2 号の 3
平成 17 年 1 月 14 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 登 載 依 頼**
 ○ 船津ダム操作規程の一部を改正する規程…………… (企 業 局) 1

登載依頼

熊本県公営企業管理規程第 1 号

船津ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 17 年 1 月 14 日

熊本県公営企業管理者 永 田 昭 三

船津ダム操作規程の一部を改正する規程
船津ダム操作規程(昭和 45 年熊本県公営企業管理規程第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 (一) の項中 「松橋警察署長 砥用交番」を「熊本県宇城警

察署長 砥用駐在所」に改める。

別表第 3 中「上益城郡清和村大字」を「上益城郡山都町」に、「上益城郡矢部町大字」を「上益城郡山都町」に改める。

附 則

この規程は、平成 17 年 1 月 15 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

